令和2年第5回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件	名	頁
議案第1号	令和2年度石川県一般会計補	甫正予算(第5号)	1
議案第2号	令和2年度石川県公営競馬県	持別会計補正予算 (第1号)·	9
議案第3号	令和2年度石川県港湾整備料	持別会計補正予算(第1号)·	11
議案第4号	令和2年度石川県立中央病院	完事業会計補正予算(第1号)	13
議案第5号	令和2年度石川県立高松病院	完事業会計補正予算(第1号)	15
議案第6号	令和2年度石川県流域下水道	直事業会計補正予算(第1号)	17
議案第7号	令和2年度石川県水道用水供	共給事業会計補正予算(第1	년) ······19
議案第8号	一般職の職員の給与に関する	る条例等の一部を改正する条	例について21
議案第9号	当せん金付証票の発売につい	١७,	23
議案第10号	公の施設の指定管理者の指定		25
議案第11号	損害賠償額の決定について…		27
議案第12号	請負契約の締結について(主	三要地方道 金沢美川小松線	地方道改築 5 類工事
	(手取川橋梁P3-A2上部	以工))	29
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の)報告について	31
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の)報告について	33
報告第3号	「請負契約の締結について」	の議決の一部変更の専決処	分の報告について(広
	域営農団地農道整備事業 能		橋梁工事)35

議案第1号

令和2年度石川県一般会計補正予算(第5号)

令和2年度の石川県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,947,108千円を追加し、歳入歳出それぞれ 663,419,127千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、 「第2表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和2年11月30日提出

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

議案第一	尿	莡	入															減
号合			款	7					j	頁			補正前の額	補	正	額	計	
和二年	9	围	庫	支	出	金							^{千円} 107 , 979 , 607		3, 226	^{手円} , 253	111,2	^{千円} 05 , 860
令和二年度石川県							1	国	庫	負	担	金	33,679,605	Δ	40	, 747	33,6	38,858
-							2	围	庫	補	助	金	72, 462, 524		3,267	,000	75, 7	29,524
般会計補正予算	12	繰		入		金							24, 393, 752	Δ	279	, 145	24, 1	14,607
正予算							2	基	金	繰	入	金	24, 243, 712	Δ	279	, 145	23,9	64,567
歳			歳			入		合	,	i	計		660, 472, 019		2, 947	,108	663, 4	19, 127

歳出

歳出			
款	項		正額計
1 議 会 費		1,191,797 △	3, 161 1, 188, 636
	1 議 会 費	1, 191, 797	3, 161 1, 188, 636
2 総 務 費		90, 110, 343 🛆	10, 995 90, 099, 348
	1 総 務 管 理 費	10, 803, 189	5, 869 10, 797, 320
	2 徴 税 費	73, 608, 635	2,441 73,606,194
	3 市町村振興費	1, 223, 037	820 1,222,217
	5 防 災 救 助 費	4, 167, 972	1, 122 4, 166, 850
	6 人事委員会費	87, 298	208 87,090
	7 監 査 委 員 費	206, 848 🛆	535 206, 313
3 企画振興費		24,571,878 🛆	1,996 24,569,882
	1 企 画 振 興 費	24, 571, 878	1,996 24,569,882
4 県 民 文 化 4 スポーツ費		11, 139, 778 🛆	3,653 11,136,125
	1 県 民 費	1,948,179	1,463 1,946,716
	2 文化スポーツ費	9, 191, 599	2, 190 9, 189, 409
5 健康福祉費		129, 956, 215 3	, 255, 644 133, 211, 859
	1 高齢者福祉費	34, 263, 258	1,482 34,261,776
	2 子育て福祉費	16, 559, 343 \triangle	2, 561 16, 556, 782
	3 障 害 福 祉 費	11,823,310 🛆	436 11,822,874
	4 地 域 福 祉 費	16, 184, 360 1	, 166, 688 17, 351, 048
	5 健 康 推 進 費	7, 515, 651	4,469 7,511,182
	6 生 活 衛 生 費	212, 360 🛆	219 212, 141
	7 医薬 看護費	43, 397, 933 2	45, 496, 056

			款					ij	頁			補正前の額	補	正	額	計
議	6	生	活ξ	睘 埐	き費							2, 463, 166			^{千円} 2 , 162	^{千円} 2, 461, 004
議案第一号						1	生	活	環	境	費	2,463,166	\triangle		2, 162	2,461,004
	7	商	エき	労 賃	動 費							65,011,570	Δ		5, 450	65, 006, 120
令和二年度石川県一						1	商		エ		費	63, 265, 654	\triangle		3,888	63, 261, 766
度石川						2	労		働		費	1,653,334	\triangle		1,401	1,651,933
県一般						3	労	働多	委員	員 会	費	92, 582	\triangle		161	92, 421
般会計補正予算	8	観	2	光	費							3, 700, 830	Δ		1,984	3, 698, 846
正予算						1	観	光 戦	略	推進	進 費	3,700,830	\triangle		1,984	3, 698, 846
歳出	9	農	林水	産業	業費							37, 800, 809	Δ	1	5,000	37, 785, 809
出						1	農		業		費	17,636,314	Δ		7,537	17, 628, 777
						2	畜	産		業	費	1, 168, 947	\triangle		1, 157	1, 167, 790
						3	農		地		費	10,810,628	\triangle		2,696	10, 807, 932
						4	林		業		費	5, 520, 391	\triangle		1,918	5, 518, 473
						5	水	産	: •	業	費	2,664,529	Δ		1,692	2,662,837
	10	土	7	木	費							69, 176, 992	Δ	1	3,084	69, 163, 908
						1	土	木	管	理	費	594, 122	\triangle		953	593, 169
						2	道	路橋	り	ょう	,費	34, 393, 202	\triangle		5,582	34, 387, 620
						3	河	Ш	海	岸	費	18,642,006	Δ		2,406	18, 639, 600
						4	港		湾		費	3, 426, 138	\triangle		959	3, 425, 179
						5	都	市	計	画	費	10,026,737	\triangle		1,768	10, 024, 969
						6	建	築	住	宅	費	2,094,787	\triangle		1,416	2,093,371
	11	警	Ş	崇	費							25, 307, 956	Δ	4	16, 964	25, 260, 992
						1	警	察	管	理	費	23, 696, 456	\triangle	4	16,964	23, 649, 492

(4)

案第一
号
令和一
一年度石川県一
般会計補正予算

款			項					補正前の額補正額					計					
12 教 育	費								102,	, 095	^{∓⊞} 5, 845			203	^{千円} , 365	1	01,892	2, 480
		1	教	育	総	務	費		13,	, 430), 768	\triangle		5	, 262		13,425	5, 506
		2	小	中	学	校	費		54,	, 385	5, 364			133	, 680		54, 251	1,684
		3	高	等	学	校	費		23,	, 301	, 092			46	, 671		23, 254	4,421
		4	特	別支	援	学 校	費		8,	, 841	, 394			17	, 752		8,823	3,642
13 災害復	旧費								3,	, 965	5, 019	Δ			722		3,964	1, 297
		1	農災	林 水 害	産復	業 施	設費		1,	, 258	3, 792				229		1,258	3, 563
		2	土	木施設	 b災:	害復旧]費		2,	, 706	5, 227	\triangle			493		2,705	5, 734
歳	出		슫	ì		計			660,	, 472	2,019		2,	947	, 108	6	63, 419	9, 127

債務負担行為

第2表 債務負担行為補	E					
-7.	補	正	前	補	正	後
事項	期	間	限度額	期	間	限度額
令和2年度道路建設費	令 和 3 令 和 4	年 度 年 度	4,920,000	1 /2 411 9	年 度 年 度	_{手円} 5,380,000
令和2年度道路整備費	令 和 3	年 度	120,000	令 和 3	年 度	610,000
庁 舎 管 理 費				令 和 3	年 度	367,000
のと里山空港管理運営費				令 和 3	年 度	51,000
県 庁 舎 総 合 案 内 費				令 和 3	年 度	12,000
しいのき迎賓館管理費				自 令和至 令和	3 年度 7 年度	453,000
石川四高記念文化交流館運営費				令 和 3	年 度	4,000
美術館運営費				令 和 3	年 度	32,000
歴 史 博 物 館 運 営 費				令 和 3	年 度	20,000
伝統産業工芸館運営費				自 令和至 令和	3 年度 7 年度	185,000
令和2年度河川整備費				令 和 3	年 度	45,000
令和2年度土木施設災害復旧費				令 和 3	年 度	300,000
令和2年度港湾管理費				令 和 3	年 度	100,000
令和2年度港湾災害復旧費				令 和 3	年 度	60,000
令和2年度都市計画整備費				令 和 3	年 度	5,000
兼 六 園 管 理 費				令 和 3	年 度	52,000
金沢城公園管理費				令 和 3	年 度	45,000
運転者講習費				令 和 3	年 度	84,000
運転免許受付費				令 和 3	年 度	20,000
交通指導取締活動費				令 和 3	年 度	85,000
一般交通安全施設整備費				令 和 3	年 度	111,000

第3表 繰 越	战明 許 費		
款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			^{千円} 200 , 000
	3 農 地 費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	200,000
10 土 木 費			5, 131, 000
	2 道路橋りょう費		1,305,000
		国 道 改 築 費	240,000
		地方道改築費	430,000
		橋りょう補修費	295,000
		道路災害防除費	75,000
		県水送水管耐震化事業費	265,000
	3 河川海岸費		2,679,500
		広域河川改修費	1, 244, 000
		緊急河川堆積土砂対策費	300,000
		河川環境整備費	33,000
		情報基盤緊急整備事業費	52,000
		県 単 河 川 改 良 費	3,500
		県 単 河 川 防 災 費	42,000
		通常砂防事業費	437,000
		地すべり対策事業費	95,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	190,000
		海岸侵食対策費	283,000
	4 港 湾 費		246,500

議案第一号
令和二年度石川県一
般会計補正予算

繰越	
明	
許	
弗	

款	項	事		業		名	金	額
		港	湾	改	修	費		206,000
		港	湾	補	修	費		40,500
	5 都市計画費							900,000
		街	路	事	業	費		755,000
		金	沢城	公 園	整	備費		55,000
		公	園 施 設	安全安	心対	策 費		30,000
		木	場潟	公 園	整	備費		60,000
合				計				5, 331, 000

議案第2号

令和2年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

令和2年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ419千円を減額し、歳入歳出それぞれ18,430,188千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

令和2年11月30日提出

第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入											△印	減
款				項			補正前の	額	補	正額	計	
6 諸 収	入						693,	^{千円} 652 ∠	Δ	419		^{手円} 93 , 233
		1	雅			入	693,	652 4	Δ	419	69	93,233
歳	入		合		計		18, 430,	607	Δ	419	18,43	30, 188
歳出												
款				項			補正前の	額	補	正額	計	
1 公営競馬	青費						18, 430,	607 4	Δ	419		^{千円} 8 0, 188
		1	公官	営 競	馬	費	18, 428,	851	^	419	18, 42	28, 432
			4	台 邓	<i>wa</i>	只	10, 120,				,	, l

議案第3号

令和2年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和2年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第1表 債務 負担行為補正」による。

令和2年11月30日提出

	事	Ī.				項			補	正		前			衤	用		正	ı	後	
		•				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		期		間	限	度	額	期				間	限	度	額
金	沢	港	引	船	管	理	費								和	3	年	度		24	, 00

議案第4号

令和2年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

- 第1条 令和2年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出)
- 第2条 令和2年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

第1款 病 院 事 業 費 用 24,440,964千円 △ 20,439千円 24,420,525千円 第1項 医 業 費 用 24,056,747千円 △ 20,439千円 24,036,308千円 (債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項 期 間 限度額 庁舎管理等 令和3年度 455,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「9,707,887千円」を「9,687,448千円」に改める。

令和2年11月30日提出

議案第5号

令和2年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

- 第1条 令和2年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出)
- 第2条 令和2年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

第1款 病 院 事 業 費 用 3,370,160千円 △ 4,985千円 3,365,175千円 第1項 医 業 費 用 3,282,403千円 △ 4,985千円 3,277,418千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に次のとおり追加する。

事 項 期 間 限度額 庁舎管理等 令和3年度 51,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条中「2,343,982千円」を「2,338,997千円」に改める。

令和2年11月30日提出

議案第6号

令和2年度石川県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県流域下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度石川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出既決予定額補正予定額計第1款流域下水道事業費用3,845,821千円△119千円3,845,702千円第1項営業費用3,558,924千円△119千円3,558,805千円(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 既決予定額 補正予定額 計 第 1 款 資 本 的 支 出 2,007,552千円 △ 71千円 2,007,481千円 第 1 項 建 設 改 良 費 1,412,499千円 △ 71千円 1,412,428千円 (債務負担行為)

第4条 予算第5条に次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
沿岸流域下水道川処理区)管理費	自 令和3年度 至 令和7年度	1,771,000千円
沿 岸 流 域 下 水 道 聖寺川処理区)管理費	自 令和3年度 至 令和5年度	605,000千円
左岸流域下水道理 費	自 令和3年度 至 令和7年度	1,944,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「70,546千円」を「70,356千円」に改める。

令和2年11月30日提出

議案第7号

令和2年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のと おり補正する。

区 分 既決予定額 補正予定額 計

(3) 主要な建設改良事業

送水施設建設改良 事 業 費 2,140,000千円 280,000千円 2,420,000千円 (うち債務負担行為額 120,000千円 280,000千円 400,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目 既決予定額 補正予定額 計 第1款 水道用水供給事業費用 5,747,404千円 △ 1,053千円 5,746,351千円 第1項 営 業 費 用 5,629,520千円 △ 1,053千円 5,628,467千円 (債務負担行為)

第4条 予算第5条中「120,000千円」を「400,000千円」に改める。また、予算第5条に次のとおり追加する。

事 項 期 間 限度額 既存送水管 令和3年度 400,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条中「462,075千円」を「461,022千円」に改める。

令和2年11月30日提出

業案第八号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

今和二年十一月三十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百

分の百五一に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」

を「百分の百七・五」に改める。

(一般戦の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九

号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百

七十」を「百分の百六十五一に改める。

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百

分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百三十一を「百分の百二十五」に、「百分の百七十一を

「百分の百六十五」に改める。

」 知事、副知事結与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)第三条第二型

一 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十

二号) 第四条第二項ただし書

三、識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第

十一号) 第六条第二項ただし書

十五一を「百分の百六十七・五一に改める。第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六

- 一 知事、副知事給与条例第三条第二項
- 三 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書
- 附 則
 三
 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書
- 四月一日から施行する。1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提案理由

を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。石川県人事委員会の令和二年十一月六日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定

議案第9号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)の定めるところにより、令和3年度中に当せん金付証票を総額10,500,000千円の範囲内において発売す %

令和2年11月30日提出

剰

띰

*

石川県知事

議案第十号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第10号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月30日提出

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県政記念しいのき迎賓館	K C S コンソーシアム 代表者 金沢市南町 2 番 1 号 株式会社 ケイ・シイ・エス 代表取締役 谷 内 一 夫 構成員 金沢市南町 2 番 1 号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩 野 伸 彌	令和3年4月1日から今和8年3月31日まで
石川県立伝統産業工芸館	ナカダ・クラフトプロジェクト代表者金沢市湊四丁目48番地ナカダ株式会社野正 啓代表取締役中 野 正 啓構成員白山市倉光十丁目134番地株式会社米沢ビルシステムサービス代表取締役久 田 伸 一	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	柿本商会・石垣メンテナンスグループ代表者 金沢市藤江南二丁目28番地株式会社 柿本商会株式会社 柿本 自 如代表取締役 柿 本 自 如構成員 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号石垣メンテナンス株式会社イ表取締役 石 面 直	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第十号 公の施設の指定管理者の指定について

指定期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
指定管理者	・アイ 井 雅 之	7・アイ 井 雅 之
	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・ア 代表取締役 藤 井	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・ア 代表取締役 藤 井
施設の名称	加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)	犀川左岸流域下水道 (汚泥共同 処理施設を除く)

議案第11号

損害賠償額の決定について

令和2年4月25日発生の事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正

靊

1 相 手 方

賠償額 58,260円

賠償責任発生の事実

令和2年4月25日午後3時20分頃、金沢市大豆田本町地内歩道において、同歩道に隣接する県営まめだ簡易グラウンドの防球ネットが風にあおら

の運転する自転車が転倒し、同人に対し5日間の通院加療を要する被害を与えたもの れたことにより、

議案第12号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和2年11月30日提出

主要地方道 金沢美川小松線 地方道改築5類工事 (手取川橋梁P3-A2上部工) 工事の名称

靊

띰

*

 $\langle\!\langle$

石川県知事

1,606,000,000円

契約金額

駒井ハルテック・北都特定建設工事共同企業体 契約の相手方

代表者 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号

株式会社 駒井ハルテック

代表取締役 田 中

上記代理人 東京都台東区上野一丁目19番10号

株式会社 駒井ハルテック東京本社

筬 常務取締役 川 本

白山市福留町555番地 構成員

株式会社 北都鉄工

账 代表取締役 小池田

秀

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第6号

損害賠償額の決定について

令和2年2月27日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年11月5日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

띰 * \langle 石川県知事 七 # 型型

毛

賠償額 1,305,873円

 \mathcal{C}

3 賠償責任発生の事実

令和2年2月27日午後0時5分頃、輪島市西脇町坊田46の2番地先路上において、能登北部保健福祉センター技師室木究の運転する小型貨物自動

所有の軽貨物自動車に衝突し、同車に損害を与えるとともに、同人に対し43日間の通院 の運転する 車が

加療を要する被害を与えたもの

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第7号

損害賠償額の決定について

令和2年9月1日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年11月5日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

ఱ

띰

*

石川県知事

1 相 手 方

時 (質額 (4,828円)

3 賠償責任発生の事実

令和2年9月1日午前9時50分頃、白山市幸明町183番地1先路上において、石川中央保健福祉センター主任技師河畑沙織の運転する軽自動車が

の運転する所有の軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年11月30日提出

丰 띰 * \langle 石川県知事

専決第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

+ 能登外浦4期地区 平成30年第5回石川県議会定例会において議決された議決第27号「請負契約の締結について」(広域営農団地農道整備事業 代工区 橋梁工事)のうち、その一部を次のように変更する。

令和2年11月4日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

删

띰

H

令

石川県知事

契約金額「779,760,000円」を「809,700,900円」に改める。

千代工区